

令和6年度「奈良県外国人介護人材受入れ施設等環境整備事業」の公募要領

1 総 則

奈良県外国人介護人材受入れ施設等環境整備事業の補助金交付を希望する介護事業所の公募については、この要領に定めるところによるものとします。

2 目 的

この補助金は、奈良県内で必要となる介護従事者の確保を図るため、「奈良県介護人材確保対策総合支援補助金交付要綱」（以下、「交付要綱」という。）に基づき、県内の介護事業所において、外国人介護人材の円滑な就労や定着を目的とした取組に対して補助を行うものです。

3 対象事業

外国人介護人材受入れ施設等環境整備事業

※交付要綱別記の28

対象事業の詳細は、別添1「外国人介護人材受入れ施設等環境整備事業の対象経費について」に記載しています。なお、内示後に事業に着手される場合のみ対象ですのでご注意ください。

4 対象事業者

本事業に応募できる者は、介護保険法（平成9年法律第123号）上の介護事業を行う奈良県内の事業所とし、次の各号のすべてを満たすものとします。

- (1) 外国人介護人材を受入れている介護事業所であること。（受入れ予定を含む。）
- (2) 事業を行う意思及び具体的計画を有し、かつ事業の内容を的確に実施できる能力を有する事業所であること。
- (3) 事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する事業所であること。

5 対象経費

補助の対象となる経費については、事業の実施に直接必要な経費のうち、以下の経費とします。

(1) 人件費

外国人介護職員への支援（学習支援、メンタルヘルスケア等）に要する人件費であり、通常支払われる給料とは別に、事業を実施する上で必要な人件費として職員に支払われるものが対象となります。

（担当職員の残業手当、事業専任職員の人件費等が対象です。）

(2) 報償費

日本語学習における講師への謝金など、事業の実施にあたり協力を得た人に対する謝礼に要する経費です。

(3) 旅費

外部講習への参加における交通費などに要する経費です。

(4) 需用費

事業を実施するために追加的に必要となる消耗品、介護福祉士の資格取得を目指すために必要な教材の購入、介護業務マニュアル等の印刷に必要な経費です。

なお、茶菓代等の食糧費は、対象外経費となります。

(5) **役務費**

事業を実施するために追加的に必要となる通信運搬費等の経費です。

(6) **使用料及び賃借料**

事業を実施するために追加的に必要となる会場、車両等の借上げや物品のリース等に必要となる経費です。

(7) **委託料**

本事業の補助の目的である事業の一部分を他の団体等に委託するために必要な経費です。

(8) **補助金及び負担金**

本事業の補助の目的である事業の内容として、研修等の参加に要する負担金や受講料等の負担に要する経費、またはそれらに対する助成に要する経費です。

(9) **備品購入費**

備品購入費の対象は、多言語翻訳機の購入に要する経費のみとなります。

なお、購入した多言語翻訳機は事業の目的外には一切使用できないため、ご注意ください。

6 補助金の額

補助金の額は、令和6年度における予算額の範囲内で、対象となる事業の実施に必要な経費の2/3を補助します。（1事業所あたり上限20万円）

なお、次の場合には、補助金を適正にかつ広く活用するため、応募された事業計画書に記載された補助金要望額を減額する場合があります。

- ① 応募された事業計画書に記載された支出予定額が、事業の実施に必要な経費として認められない場合
- ② 選定対象と認められた事業の補助金要望額の総額が、補助金の予算額を超える場合

7 事業実施期間

補助金の交付決定の日から補助事業を完了した日又は令和7年3月31日のいずれか早い日までとします。（令和7年3月31日までに完了しない場合、補助できません。）

8 応募要件

- ① 奈良県外国人介護福祉士受入支援事業費補助金（経済連携協定（EPA）に基づく介護福祉士候補者の学習支援等の経費に対する補助金）の交付を受けていない事業であることが要件です。
- ② 同一法人が複数の事業所を運営している場合、応募は1法人あたり3事業所以内とします。なお、本事業において3事業所から応募した場合であっても、交付要綱に基づき別途公募する事業（交付要綱別記の28を除く事業）への応募は可能です。
- ③ 令和3～5年度に本補助金の交付を受けた事業と同内容での応募も可能ですが、新たな取組を行う場合に配点が高くなるよう、別紙2「選定基準」の項目に「新規性」を設けていますので、積極的に新たな取組をご検討下さい。

9 応募方法

この事業の補助金を希望する者は、次により応募してください。

(1) 提出書類

- ①事業申請書（様式1の1）
- ②計画書（様式2の1）
- ③事業概要（様式3）
- ④事業所の概要がわかる資料
- ⑤その他参考となる資料（補助を受けようとする事業に関する資料等）

※計画書の作成にあたっては、別紙2「選定基準」に十分留意し、審査が円滑かつ適切に行えるよう具体的に記載してください。記載しきれない場合は、別紙や添付資料を活用してください。

(2) 提出期限 令和6年3月11日（月）（必着）

(3) 提出先及び事業の内容・作成等に関する問合せ先

〒630-8501 奈良市登大路町 30

奈良県福祉医療部長寿・福祉人材確保対策課 人材確保・育成係

電話：0742-27-8039 FAX：0742-26-1015

メールアドレス：fukushijinzei@office.pref.nara.lg.jp

提出方法：メール、持参又は郵送

10 事業の選定方法

「奈良県外国人介護人材受入れ施設等環境整備事業補助金選定審査会」において、提出書類（必要に応じてヒアリングを実施）により、別紙2「選定基準」に基づき審査し、予算の範囲内で選定します。ただし、選定基準により評価した点数の合計が満点の6割に満たない場合は選定の対象外とします。

また、選定基準により評価した点数の合計が満点の6割を満たした場合でも、審査会の選考において選定されない場合があります。（事業所運営基準違反・虐待事案等により行政指導及び行政処分の対象となる事業所に該当する場合など）

なお、選定された事業であっても、事業効果等が認められない場合は、補助対象経費を減額することがあります。

選定の結果については、各応募者あてに通知します。

選定された事業については、事業者名や事業内容を公開します。

11 事業の実施及び補助金の交付に必要な手続き等

事業の選定（内示）を受けた者は、速やかに事業着手の準備及び「奈良県介護人材確保対策総合支援補助金交付要綱」に基づいて補助金の交付に必要な手続きを行ってください。

また、事業完了後、実績報告書に必要な書類を添付して、事業の完了の日から1ヶ月以内又は令和7年3月31日のいずれか早い日までに提出してください。

12 補助金交付事業者にかかる責務等

補助金交付事業者は、事業の実施及び交付される補助金の執行にあたって、以下の条件を必ず遵守してください。

- ①事業全体の進行管理、事業成果の確認等、事業の推進全般についての責任を持つこと。
- ②事業計画の内容を変更する必要がある場合は、速やかに事業計画変更承認申請書を提出すること。

- ③交付申請書や実績報告書は、別途県が指定する期日までに提出すること。
- ④補助事業の実施にあたっては、本事業と他の事業の経理を区分し、補助金の経理を明確にすること。

1 3 留意事項

- (1) 本事業の実施については、令和6年度予算成立を条件としているため、予算成立状況により、事業を執行しない場合や補助額等を変更する場合があります。
- (2) 事業計画書に記載された補助金要望額については、審査により減額する又は選定されない場合があります。また、事業内容を審査した結果、協議により事業計画の変更を求めることがあります。
- (3) いかなる場合においても、本事業の応募に要した費用を請求することはできません。また、応募資料については返却しません。

1 4 今後の予定等

- ・選定結果（内示） 4月上旬
- ・補助金申請 4月下旬
- ・交付決定 6月中

※補助の対象となる事業は、内示後に事業に着手される場合のみですのでご注意ください。また、交付決定（6月中）より前に事業に着手する場合は、「交付前着手届（第8号様式）」をご提出ください。

別添 1

外国人介護人材受入れ施設等環境整備事業の対象経費について

(1) 外国人介護職員とのコミュニケーションを促進する取組

- ・雇用予定の外国人材が母国を出国する前に雇用予定先の介護施設等とオンラインによる通話を行うために必要な経費
- ・介護業務マニュアル（介護の手順、介護用語の統一化等）の作成・翻訳等に必要な経費
- ・多言語翻訳機の購入又はリースに必要な経費
- ・外国人介護職員の日本語学習の支援（日本語講師による教育等）に必要な経費
- ・受入れ施設の職員が異文化理解を図るための教育・研修を受講又は実施するために必要な経費
- ・コミュニケーションの促進に資するような研修の受講経費
（例：介護技能実習評価試験の評価者養成講習、介護職種の技能実習指導員講習等）

(2) 外国人介護職員の介護福祉士の資格取得に必要な取組

- ・介護福祉士資格取得を目指すために必要な教材の購入に必要な経費
- ・外国人介護職員を対象とした外部講習等への参加、日本語講師による教育に必要な経費

(3) 外国人介護職員の生活支援に必要な取組

- ・孤立防止やホームシック等メンタルヘルスケアに必要な経費
- ・地域の日本人や外国人との交流を促進するための交流会開催等に必要な経費

【補助額】

対象経費の 2/3（1 事業所あたり上限 20 万円）

※例として、（1）から（3）までの取組に必要な経費が 30 万円である場合、そのうち 20 万円を補助することができます。

【留意点（公募要領より再掲）】

- ① 内示後に事業に着手される場合のみ対象です。
- ② 奈良県外国人介護福祉士受入支援事業費補助金（経済連携協定（EPA）に基づく介護福祉士候補者の学習支援等の経費に対する補助金）の交付を受けていない事業であることが要件です。
- ③ 同一法人が複数の事業所を運営している場合、応募は 1 法人あたり 3 事業所以内とします。なお、本事業において 3 事業所から応募した場合であっても、交付要綱に基づき別途公募する事業（交付要綱別記の 28 を除く事業）への応募は可能です。
- ④ 令和 3～5 年度に本補助金の交付を受けた事業と同内容での応募も可能ですが、新たな取組を行う場合に配点が高くなるよう、別紙 2「選定基準」の項目に「新規性」を設けていますので、積極的に新たな取組をご検討下さい。